

	契約係用
○	業者渡し用

変電所・指令所地下タンク漏洩検査

仕様書

令和7年4月

札幌市交通局高速電車部電気課

## 第1章 概要

### 1. 業務名

変電所・指令所地下タンク漏洩検査

25電業 A-19号

### 2. 業務概要

本業務は、変電所及び指令所に設備している非常用自家発電装置の燃料地下タンクの漏洩検査を行う。

### 3. 履行場所

南北線 麻生変電所 札幌市北区麻生町6丁目

澄川受電所 札幌市豊平区平岸3条18丁目

東西線 宮の沢変電所 札幌市西区発寒6条11丁目

東豊線 光星変電所 札幌市東区北13条東14丁目

月寒変電所 札幌市豊平区月寒東1条8丁目

指令所 札幌市厚別区大谷地東4丁目

### 4. 履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年11月28日(金)まで

## 第2章 一般仕様

### 1. 適用範囲

本仕様書は、変電所及び指令所に設備している非常用自家発電装置の燃料地下タンクの漏洩検査に適用する。

実施時期・方法については、委託担当者と協議の上行うこと。

なお、本仕様書の他に札幌市高速電車電気設備保守業務共通仕様書にも準拠して作業を行うこと。

## 2. 提出書類

契約締結後、次表に定める書類を提出すること。(サイズはすべて A4 版とする)

提出書類	提出時期	部数	備考
業務着手届	着手と同日	2	※枠外参照
業務主任経歴書	着手と同日	2	
業務工程表	着手と同日	2	
気相部試験方法	着手と同日	3	危険物保安技術協会が認めた 試験方法とわかるものを添付
液相部試験方法	着手と同日	3	
業務報告書 (作業写真含む)	作業終了後 速やかに	3	
業務完了届	業務完了後 直ちに	2	

その他、委託者が指示する書類等

※着手届には、労働基準監督署の「保険関係成立済」印を押印し、労働保険番号の記載をすること。もしくは、契約日から遡及して1年以内の受付印及び領収書が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。

## 3. 作業責任者

業務主任を作業責任者とし、関係法令に従って事故の防止に努めるとともに、災害の恐れがある場合には、監督職員と協議し適切な処理をとること。

## 4. 損害の補償

受託者は、作業中の過失により委託者及び第三者の施設・装置等に損害を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、受託者の責任において速やかに補償復旧するものとする。

受託者の申し出がなく、後日この事実が認められた場合も同様とする。

## 5. 施工

本業務において、分解・組立等の施工施業が発生した場合は、施工不良とならないよう充分注意すること。

## 6. 保証

完了後1年間は保証期間とする。この間に施工不良による障害が発生した場合は、直ちに無償で修理または部品の交換を行わなければならない。

また、その後においても、当該施設及び装置に障害が発生し、その原因が受託者の作業上のミスに起因すると判明した場合は、修理等について委託者と協議することとする。

## 7. 札幌市環境マネジメントシステム運用への協力

(1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針(別添)」を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

## 8. 安全管理の徹底

(1) 受託者は、安全第一の意識をもって札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。

(2) 受託者は、輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力するとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との綿密な連携を図ること。

## 9. 法令順守(コンプライアンス)の徹底

受託業務の実施に当たっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の順守を徹底すること。

### 第3章 業務仕様

#### 1. 業務内容

##### (1) 検査箇所及び仕様

路線	検査箇所	仕様	数量 (基)	タンク容 量
南北線	麻生変電所	灯油、地下タンク(気相部)	1	4000L
		灯油、地下タンク(液相部)		
		接続部分の埋設配管も含む		
		残油 灯油 3240L(4/11)		
	澄川受電所	灯油、地下タンク(気相部)	1	4000L
		灯油、地下タンク(液相部)		
		接続部分の埋設配管も含む		
		残油 灯油 3700L(3/26)		
東西線	宮の沢変電所	灯油、地下タンク(気相部)	1	4000L
		灯油、地下タンク(液相部)		
		接続部分の埋設配管も含む		
		残油 灯油 3680L(3/21)		
東豊線	光星変電所	灯油、地下タンク(気相部)	1	6000L
		灯油、地下タンク(液相部)		
		接続部分の埋設配管も含む		
		残油 灯油 4930L(4/21)		
	月寒変電所	A重油、地下タンク(気相部)	1	4000L
		A重油、地下タンク(液相部)		
		接続部分の埋設配管も含む		
		残油 A重油 3180L(4/22)		
	指令所 (既設タンク)	重油、地下タンク(気相部)	1	5000L
		重油、地下タンク(液相部)		
		接続部分の埋設配管も含む		
		残油 A重油 4600L(4/10)		

※残油については、4月以降起動試験があるので、100L前後減る可能性あり。

※別添図面を参考にすること

- ① 麻生変電所地下タンク詳細図      ② 澄川受電所地下タンク詳細図
- ③ 宮の沢変電所地下タンク詳細図   ④ 光星変電所地下タンク詳細図
- ⑤ 月寒変電所地下タンク詳細図      ⑥ 指令所(既設)地下タンク詳細図

(2) 地下タンク及び地下配管の漏洩検査を行うこと。

- ① 気相部は微加圧試験方法とすること。
- ② 液相部は全国危険物安全協会が認めた試験方法とする。
- ③ 消防法第14条3の2の規定
- ④ 危険物の規制に関する規則第62条の6、第62条の7
- ⑤ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条、第71条2。

## 2. 特記事項

- (1) 本業務を実施する際には、事前に業務内容、日程について委託者と十分打ち合わせを行い、委託者の業務に支障の無いように円滑な進行を計ること。
- (2) 業務対象場所等においては、列車運行に関する重要かつ高価な設備等が多いので、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意すること。  
また、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに委託者に報告するとともに委託者の指示に従い、受託者の責任において一切を処理すること。
- (3) 建築物及び施設を加工することなく既存の作業を行うこと。
- (4) タンクの検査でマンホール等に頭を近づけたり、出入りする場合は、労働基準法（労働安全衛生法）の関連法令を遵守し、酸欠や硫化水素ガスの測定、送排風機の運転など安全作業を実施すること。
- (5) 本業務による作業時間は、原則として平日の9時から17時までとする。なお、作業時間を超過するときは、監督職員と協議すること。
- (6) 点検作業は、危険物の規制に関する規則第62条の6の規定により危険物取扱者あるいは、十分な知識・経験を有したものが従事すること。
- (7) 点検中に緊急な状態を発見した場合は、速やかに受託者に連絡すること。
- (8) 業務完了時は、清掃・片づけ等をおこなうこと。
- (9) 本業務に必要な工具及び消耗品類は、すべて受託者の負担とする。

(10) 地下タンク付近は、可燃性ガスが存在する可能性があるため、火気に十分注意して作業を行うこと。また、作業場所には所定の消火器を準備すること。

(11) 作業員には、甲種危険物取扱者または、乙種第4類危険物取扱者が必ず含まれること。

### 3. 参考図面

変電所・指令所地下タンク詳細図

### 4. 担当者

札幌市交通局高速電車部電気課電力係

田岡信正 896-2731 内線2627

【令和7年度版】

札幌市高速電車電気設備保守業務委託

## 共通仕様書

札幌市交通局

高速電車部 電気課

#### 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市高速電車電気設備の保守業務委託に適用する。

#### 2 保守の範囲

保守する設備の範囲並びに詳細については、特記仕様書に示された範囲とする。

#### 3 適用諸規程及び基準等

保守に際しては、次の規程、要領、法律等に準用するものとする。

- (1) 札幌市鉄道事業安全管理規程
- (2) 高速電車施設及び車両に係る業務の委託に関する要領
- (3) 高速電車各種保安規程, 実施基準, 整備心得等
- (4) 作業認定者の取扱要領
- (5) 鉄道事業法
- (6) 電気事業法
- (7) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令
- (8) 電気設備の技術基準
- (9) 電波法
- (10) 消防法
- (11) 労働安全衛生法
- (12) その他関連法規類

#### 4 提出書類

受託者は、契約締結後、次に掲げる書類を指定期限内に委託者担当係へ提出し、委託者の承諾を得なければならない。なお(1)～(4)項の変更時には速やかに変更届を提出し、委託者の承諾を得ること。

書 類	期 限	部 数	備 考
(1) 業務着手届	着手日と同日	2	業務着手届の余白部分に所管労働基準監督署からの「保険関係成立済」の押印を受けること。または、契約日から遡及して1年以内の受付印及び領収印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。
<del>(2) 保守業務組織表</del>	<del>着手日と同日</del>	<del>2</del>	
(3) 業務主任経歴書	着手日と同日	2	
<del>(4) 保守業務委員名簿</del>	<del>着手日と同日</del>	<del>2</del>	<del>経過年数を記載</del>
(5) 緊急連絡表	着手日と同日	2	
<del>(6) 安全衛生管理体制表</del>	<del>着手日と同日</del>	<del>2</del>	<del>労働安全衛生法に基づき</del>
<del>(7) 作業計画表</del>	原則として作業実施月の前月15日まで	<del>2</del>	<del>年間計画表は1月</del>
(8) 作業実施報告書	速やかに	1	特記仕様書に指定がある場合は、特記仕様書による
(9) 業務完了届	完了時	1	通年業務委託については、支払い毎

## 5 作業日

作業日については、特記仕様書に指定がない場合は契約締結後、委託者と受託者が協議して決めるものとするが、最終決定は委託者が行うものとする。また、これに基づき作業計画表を作成するものとする。

## 6 検査

- (1) 受託者は作業実施報告書を提出して委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 上記(1)号により、不具合が指摘された場合は、委託者の指定期日までに手直しを行い、検査を受けるものとする。

## 7 損害の補償

受託者は作業中の過失により委託者及び第三者の施設・装置等に損害を与えた場合、ただちに委託者に申し出るとともに受託者の責任においてすみやかに補償復旧するものとする。

受託者の申し出がなく、後日この事実が認められた場合も同様とする。

## 8 保証

受託者が作業完了後、当該施設及び装置に障害が発生し、その原因が受託者側の作業上のミスに起因する場合、または、委託者制定の整備基準に従って正しく作業しなかったためと委託者が判断した場合は、受託者は委託者の指示に従い無償にて修理復旧するものとする。

## 9 貸与品の管理

- (1) 受託者は、委託者より保守用部品、機材、予備品及び測定器等の支給並びに貸与を受け、また、返却する場合は、委託者と必要手続きを確実にを行うものとする。また、貸与物品は、借用当事者が自主管理し、かつ返却することを原則とする。
- (2) 貸与品を長期間にわたり受ける場合は、受託者はその管理責任者を定めて管理に万全を期すものとする。
- (3) 交換済の旧部品は、委託者の指示なき場合、全てを委託者に返品するものとする。

## 10 緊急事態発生時の処理

本契約の当該施設及び装置に万一、突発故障等が発生した場合、委託者の連絡要請に対し、直ちに出勤し、委託者に協力して応急処置を行うこと。

障害原因が第8項に該当しないときも同様の処理方法とするが、この場合の契約は、特記仕様書に規定なきものについては別途行うものとする。

## 11 作業の管理

受託者（作業者）は、作業にあたり関係諸法令を遵守し、次記項目を厳守すること。

- (1) 作業日ごとの詳細作業計画及び作業者名簿を事前に委託者へ提出すること。
- (2) 作業者は、その所属を容易に識別できる服装・名札・腕章等を着用すること。  
なお、腕章については、委託者より貸与する。
- (3) 作業者は、受託者が発行した身分証明書を携帯すること。
- (4) 作業者は、現場での火災・盗難・その他事故防止につとめ、作業終了時には現場清掃及び諸用具類の撤去を確実にを行い、万一にも委託者の地下鉄運行に支障を与えないこと。

- (5) 作業者は、関係なき施設、場所等に委託者の許可なくして入らぬこと。なお、騒音・塵埃を発生する作業については、事前に委託者の許可を得ること。

#### 1 2 安全教育

受託者は、作業者に対して、業務に関する安全・衛生のための教育を、行うものとする。

#### 1 3 安全管理規程の遵守

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

#### 1 4 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

#### 1 5 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

#### 1 6 保守要員の資格等

保守要員は、直接雇用契約関係にある者でなければならない。

また、出向社員及び契約社員の場合は、出向社員にあつては出向契約書の写し、契約社員にあつては雇用契約書の写しを提出し、委託者の承諾を得ること。

この場合、契約期限が当該委託期間の終了前にある場合は認めない。

さらに、出向社員及び契約社員は業務責任者としては認めず、両者の人数は当該保守要員の概ね半数までとする。

ただし、従前から継続して雇用される出向社員及び契約社員は、出向契約書及び雇用契約書の期限を問わないものとする。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 1 7 雇用関係書類の提出

氏名、年齢、経歴、健康保険証の写し等の雇用関係を証明できるものを要員名簿に添付すること。健康保険証の写しについては、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる QR コードを含む）をマスキング（黒塗り）すること。

なお、出向社員の場合は出向契約書の写しを提出し、契約社員の場合は雇用契約書の写しを添付すること。この場合、雇用関係以外の欄の削除は可能とする。

#### 1 8 再委託について

契約書に規定する再委託の禁止とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗状況
- (2) 点検手法の決定及び技術的な判断

なお、前述の再委託の禁止以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、常に業務主任が指揮・監督等の業務を行うこと。

#### 19 疑義

本仕様書において、疑義が生じた事項については、委託者と事前に協議し、保守に遺漏のなきこと。

# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

## 2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

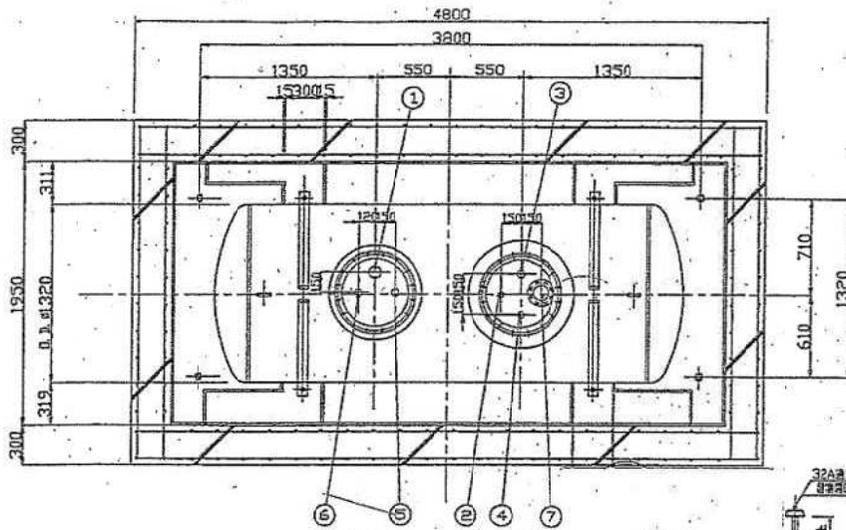
札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

## 仕様図面

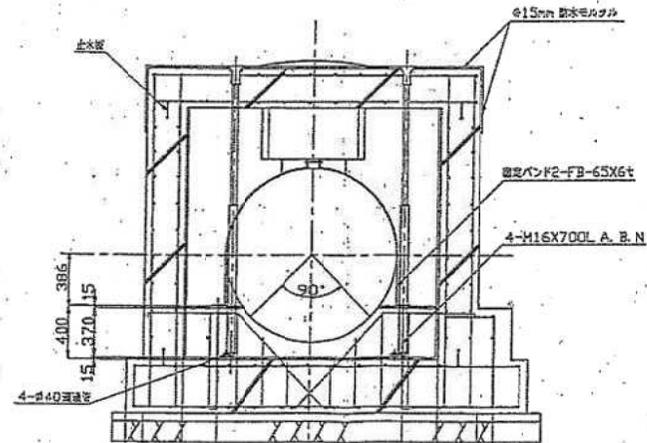
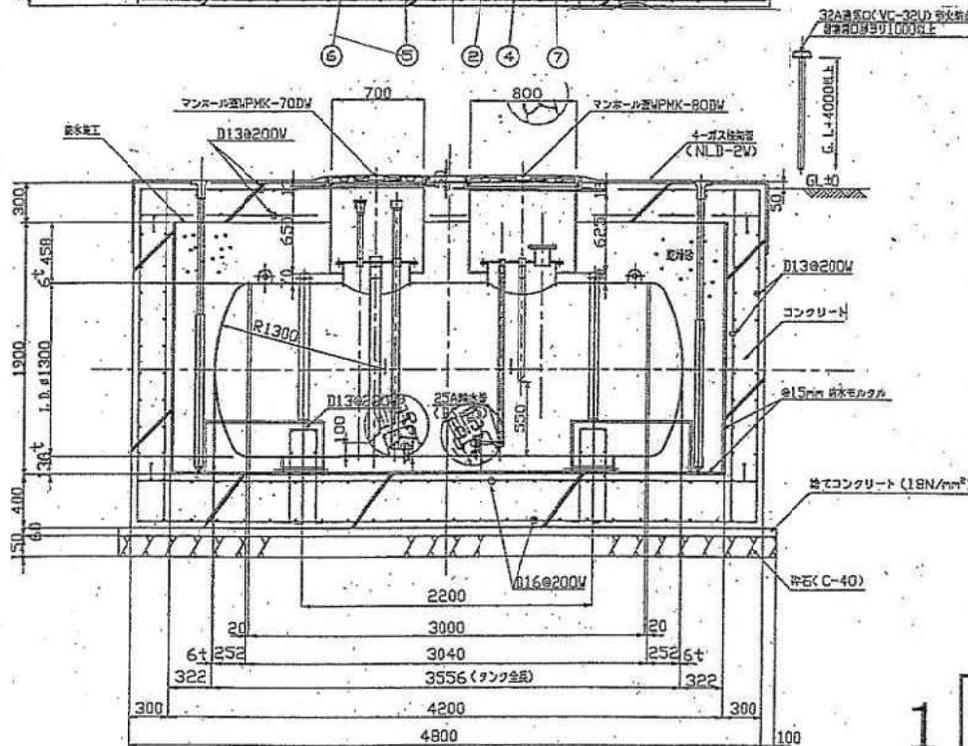
### 業務名 変電所・指令所地下タンク漏洩検査

1	麻生変電所地下タンク詳細図	6	指令所地下タンク詳細図
2	澄川受電所地下タンク詳細図	7	
3	宮の沢変電所地下タンク詳細図	8	
4	光星変電所地下タンク詳細図	9	
5	月寒変電所地下タンク詳細図	10	



NO	名称	サイズ	個数	備考
1	給油口	65A	1	DP-65S
2	放油口	25A	1	CV-25FF(チャッキ#)
3	放油口	40A	1	
4	油気口	32A	1	VC-32U
5	除水口	40A	1	BSH-40
6	計量口	32A	1	MP-32A
7	液面計取付座	100A	1	「JIS-5Kフランジ」

タンク容量4000ℓ



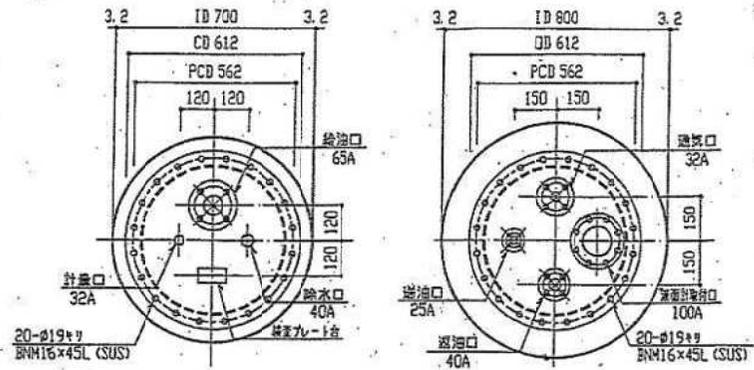
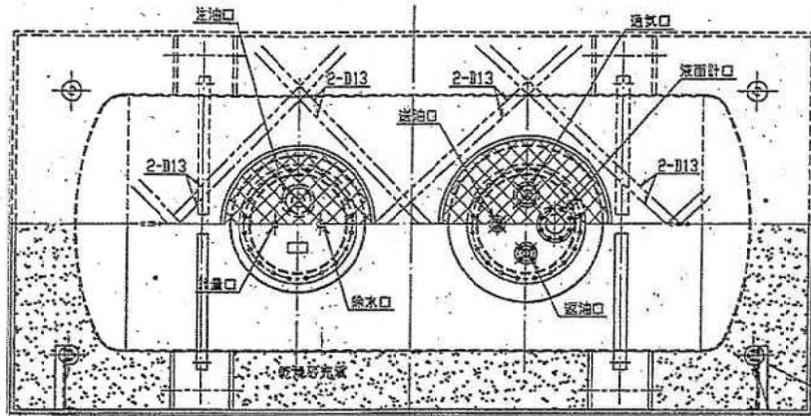
1

電気課

麻生変電所

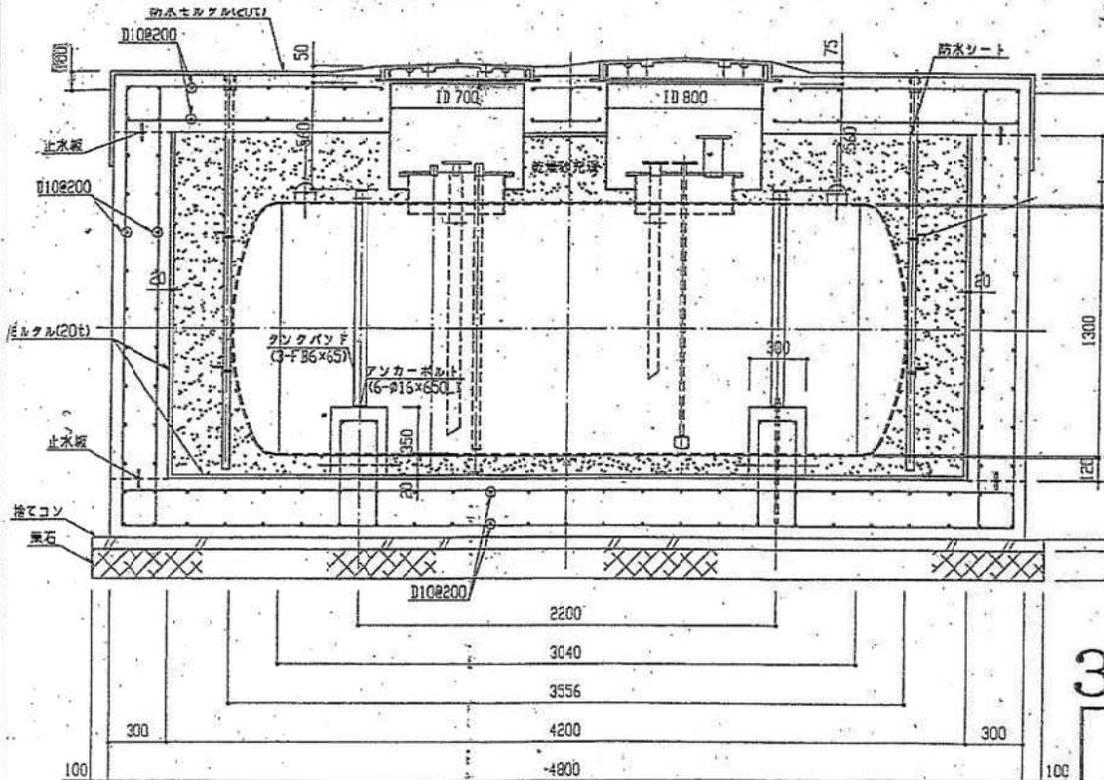
地下タンク詳細図





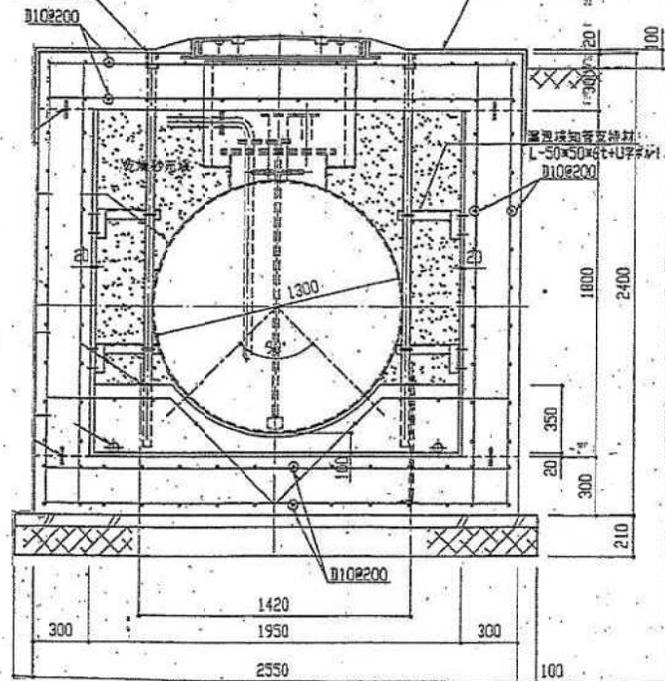
タンク容量4000ℓ

マンホールノズル詳細図



温度検知管 (4箇所)

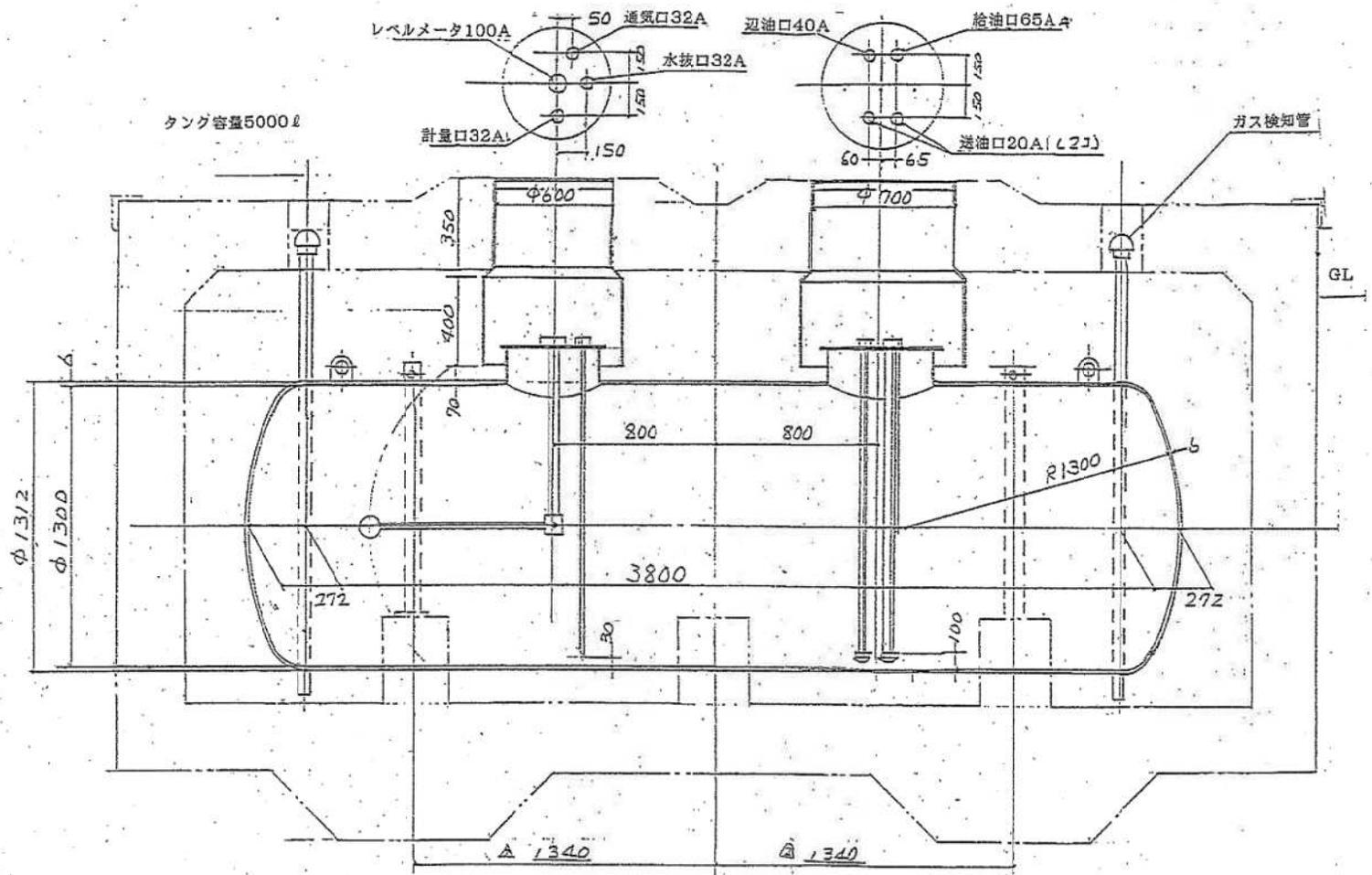
防水モルタル(20t)



3







タンク容量5000ℓ

6 電気課 指令所 地下タンク詳細図

25電業 第A- 19 号

積算内訳書

変電所・指令所地下タンク漏洩検査

令和7年4月

札幌市交通局高速電車部電気課



変電所・指令所地下タンク漏洩検査

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
総括内訳書						
1. 南北線地下タンク漏洩検査		式	1			
2. 東西線地下タンク漏洩検査		式	1			
3. 東豊線地下タンク漏洩検査		式	1			
4. 業務価格						
5. 消費税相当額						10%
6. 請負業務費総額						

変電所・指令所地下タンク漏洩検査 積算内訳書

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
1. 南北線						
1) 麻生変電所地下タンク漏洩検査	(気相部・液相部検査)	式	1			
2) 澄川受電所地下タンク漏洩検査	(気相部・液相部検査)	式	1			
計						
2. 東西線						
1) 宮の沢変電所地下タンク漏洩検査	(気相部・液相部検査)	式	1			
計						
3. 東豊線						
1) 光星変電所地下タンク漏洩検査	(気相部・液相部検査)	式	1			
2) 月寒変電所地下タンク漏洩検査	(気相部・液相部検査)	式	1			
3) 指令所地下タンク漏洩検査	(気相部・液相部検査)	式	1			
計						